

熱海市風致地区条例（案）への意見募集結果

～貴重なご意見、ご提言ありがとうございました～

<意見募集の概要>

募集概要	<p>1. 条例（案）の公表方法</p> <p>（1）熱海市ホームページに掲載</p> <p>（2）閲覧用の条例（案）を窓口3箇所に設置（まちづくり課【市役所第一庁舎3階】、南熱海支所及び泉支所</p> <p>2. 意見の募集期間</p> <p>平成26年9月12日（金）～10月14日（火）</p> <p>3. 意見の提出方法</p> <p>直接提出、郵送、FAX、電子メールにて受付</p>
募集結果	<p>1. 意見提出者の数 1人</p> <p>2. 提出された意見の数 3件</p>

<意見の反映状況>

反映状況の区分	件数
条例（案）に反映したもの	0件
既に条例（案）に盛り込み済みのもの	0件
今後の参考とさせていただくもの	0件
反映できないもの	3件

<意見とそれに対する市の考え方>

反映状況の区分	意見の概要	市の考え方
反映できないもの	地域の自主性を高めるための改革で市に移譲される制定をするのであれば、静岡県風致地区条例の丸写しで良いのでしょうか。市の独自の考えは無いのか、無いのであれば、市条例を制定する必要が有るのでしょうか。	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が施行され、「風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令」の一部が改正されました。これに伴い、風致地区における行為の許可に関する条例の制定権限が都道府県から市町村に移譲されたため、新たに熱海市風

		<p>致地区条例を制定するものです。これまで本市では、静岡県風致地区条例に基づき、許可事務及び指導を行ってきたことから、本条例（案）は、現行の県条例を基本に必要な事項を定め作成していますが、これまでの運用を踏まえ、県条例になかった行為に対しての報告及び資料の提出、勧告、公表などについての条文を追加しております。今後も本条例は、より良好な風致を維持していくために必要なものと考えております。</p>
反映できないもの	<p>規制ばかりでは市に外部資本の投資が無くなります。条例の制定はしなくても良いのではありませんか。建築の法律は、建築基準法等の法律で十分です。</p>	<p>本条例（案）により風致地区内での行為に制約を受けることがあります。良好な風致の維持を行うためには、必要であると考えます。</p>
反映できないもの	<p>熱海市の今後の方針を考えて、どうしたら市が発展するのか重要な問題です。都市計画全体を考えランドデザインを作成してから制定したらいかと思います。</p>	<p>本条例(案)は、都市の良好な風致を維持するために制定するものです。今後、市の施策を進めていくために必要がある場合には、関連する条例や規則等の見直しについて検討を進めていくことになると考えております。</p>